

議案第 8 号

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正について

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 提案理由

外国語指導助手の報酬額、特別休暇（夏季休暇）の取得期間が改定されるため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）

第 1 5 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則（平成 29 年東広島市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表中

「		「	
	280,000円		335,000円
	300,000円		345,000円
	325,000円	を	355,000円
	330,000円		360,000円
」		」	に改める。

第 14 条第 1 項第 21 号中「までの期間」の右に「（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる外国語指導助手にあつては、一の年の 6 月から 10 月までの期間）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条第 1 項の表の規定は、この規則の施行の日以後に支給する外国語指導助手の報酬について適用し、同日前に支給する外国語指導助手の報酬については、なお従前の例による。

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則（平成２９年教育委員会規則第９号）新旧対照表

新	旧																				
（報酬及びその計算） 第6条 外国語指導助手の報酬の額は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬月額</th></tr> <tr> <td>1年目</td><td><u>335,000</u>円</td></tr> <tr> <td>任用期間の更新がされた場合における2年目</td><td><u>345,000</u>円</td></tr> <tr> <td>任用期間の更新がされた場合における3年目</td><td><u>355,000</u>円</td></tr> <tr> <td>任用期間の更新がされた場合における4年目及び5年目</td><td><u>360,000</u>円</td></tr> </table> （特別休暇） 第14条(1)～(20)(略) (21) 外国語指導助手が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年の7月から9月までの期間 <u>(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる外国語指導助手にあっては、一の年の6月から10月までの期間)</u>内における勤務を要しない日及び休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間	区分	報酬月額	1年目	<u>335,000</u> 円	任用期間の更新がされた場合における2年目	<u>345,000</u> 円	任用期間の更新がされた場合における3年目	<u>355,000</u> 円	任用期間の更新がされた場合における4年目及び5年目	<u>360,000</u> 円	（報酬及びその計算） 第6条 外国語指導助手の報酬の額は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬月額</th></tr> <tr> <td>1年目</td><td><u>280,000</u>円</td></tr> <tr> <td>任用期間の更新がされた場合における2年目</td><td><u>300,000</u>円</td></tr> <tr> <td>任用期間の更新がされた場合における3年目</td><td><u>325,000</u>円</td></tr> <tr> <td>任用期間の更新がされた場合における4年目及び5年目</td><td><u>330,000</u>円</td></tr> </table> （特別休暇） 第14条(1)～(20)(略) (21) 外国語指導助手が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年の7月から9月までの期間 _____内における勤務を要しない日及び休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間	区分	報酬月額	1年目	<u>280,000</u> 円	任用期間の更新がされた場合における2年目	<u>300,000</u> 円	任用期間の更新がされた場合における3年目	<u>325,000</u> 円	任用期間の更新がされた場合における4年目及び5年目	<u>330,000</u> 円
区分	報酬月額																				
1年目	<u>335,000</u> 円																				
任用期間の更新がされた場合における2年目	<u>345,000</u> 円																				
任用期間の更新がされた場合における3年目	<u>355,000</u> 円																				
任用期間の更新がされた場合における4年目及び5年目	<u>360,000</u> 円																				
区分	報酬月額																				
1年目	<u>280,000</u> 円																				
任用期間の更新がされた場合における2年目	<u>300,000</u> 円																				
任用期間の更新がされた場合における3年目	<u>325,000</u> 円																				
任用期間の更新がされた場合における4年目及び5年目	<u>330,000</u> 円																				